

議案第29号

葛飾区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成31年3月28日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

保険料率を改めるほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区国民健康保険条例の一部を改正する条例

葛飾区国民健康保険条例（昭和34年葛飾区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項及び第4項第2号ただし書中「第35条第1項第3号」を「第35条第3号」に改める。

第15条の4第1号中「100分の7.32」を「100分の7.25」に、「100分の55」を「100分の54」に改め、同条第2号中「3万9,000円」を「3万9,900円」に、「100分の45」を「100分の46」に改める。

第15条の8中「58万円」を「61万円」に改める。

第15条の12第1号中「100分の2.22」を「100分の2.24」に、「100分の55」を「100分の54」に改め、同条第2号中「1万2,000円」を「1万2,300円」に、「100分の45」を「100分の46」に改める。

第16条の4第1号中「100分の1.60」を「100分の1.85」に、「100分の48」を「100分の51」に改め、同条第2号中「100分の52」を「100分の49」に改める。

第19条の2中「58万円」を「61万円」に改め、同条第1号ア中「2万7,300円」を「2万7,930円」に改め、同号イ中「8,400円」を「8,610円」に改め、同条第2号中「27万5,000円」を「28万円」に改め、同号ア中「1万9,500円」を「1万9,950円」に改め、同号イ中「6,000円」を「6,150円」に改め、同条第3号中「50万円」を「51万円」に改め、同号ア中「7,800円」を「7,980円」に改め、同号イ中「2,400円」を「2,460円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第15条の4、第15条の8、第15条の12、第16条の4及び第19条の2の規定は、平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。